

指定都市市長会体制図（平成30年4月20日現在）

※規約＝指定都市市長会規約

■役員（規約第5条）及び役員会（規約第10条）

□会 長：林 文子 横浜市長

※任期：平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

□副会長：門川 大作 京都市長 北橋 健治 北九州市長 鈴木 康友 浜松市長

熊谷 俊人 千葉市長 篠田 昭 新潟市長

※任期：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

■特命事項（規約第10条の2）

※任期：平成30年4月6日から平成31年3月31日まで

□国会議員の会担当：担当市長：鈴木 康友 浜松市長

*指定都市を応援する国会議員の会に関する事

□中核市・施行時特例市連携担当：担当市長：篠田 昭 新潟市長

*中核市・施行時特例市との連携に関する事

□災害復興担当：担当市長：大西 一史 熊本市長

*広域・大規模災害時における指定都市市長会の対応及び復旧・復興における現行制度の改善策等に関する事

□ICT政策担当：担当市長：熊谷 俊人 千葉市長

*ICT政策の推進に関する事

□女性活躍・働き方改革担当：担当市長：北橋 健治 北九州市長

*女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを確保し充実した生活を送ることのできる新たな働き方の推進に関する事

□指定都市議長会連携担当：担当市長：吉村 洋文 大阪市長

*指定都市議長会との連携に関する事

□公共インフラ長寿命化推進担当：担当市長：加山 俊夫 相模原市長

*公共インフラの長寿命化の推進に関する事

■部会（規約第11条）

※平成30年4月20日から平成32年3月31日までとし、必要に応じて見直すことができるものとする。ただし、その期間が満了しても、新たな部会の構成が決定するまでの間は、各部会の活動を継続するものとする。

□総務・財政部会

*総務省、財務省及び内閣府の所管に属する事項、並びに他の部会の所管に属しない事項

部 会 長：久元 喜造 神戸市長

構成市長：郡 和子 仙台市長 熊谷 俊人 千葉市長

林 文子 横浜市長 竹山 修身 堺市長

□厚生・労働部会

*厚生労働省の所管に属する事項

部 会 長：松井 一實 広島市長

構成市長：秋元 克広 札幌市長 清水 勇人 さいたま市長 篠田 昭 新潟市長

□まちづくり・産業・環境部会

*経済産業省、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

部 会 長：大森 雅夫 岡山市長

構成市長：加山 俊夫 相模原市長 鈴木 康友 浜松市長

北橋 健治 北九州市長 高島 宗一郎 福岡市長

□文化芸術・教育部会

*文部科学省の所管に属する事項

部 会 長：門川 大作 京都市長

構成市長：福田 紀彦 川崎市市長 田辺 信宏 静岡市長 河村 たかし 名古屋市長

吉村 洋文 大阪市長 大西 一史 熊本市長